

日田市公募型ネーミングライツ・パートナー募集要領

本要領は、日田市ネーミングライツ導入ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、公募型によるネーミングライツ・パートナーの募集の方法等について基本的な事項を定めるものである。

1 募集の方法及び期間

市が上記の対象施設を選定し、別に定める条件を付したうえで公募を行うこととする。

なお、公募期間はガイドライン7（5）に定める期間とする。

2 応募資格

政治的又は宗教的目的を主たる目的とする法人その他の団体及び「日田市有料広告掲載基準」第6条に定める規制業種又は事業者を除き、ネーミングライツ・パートナーになることを希望する法人その他の団体等（個人事業主を含む。以下「提案者」という。）とする。

3 提出書類・提出方法

（1）提出書類

- ① ネーミングライツ申込書兼誓約書（第1号様式）
- ② 地域貢献の取組が分かる書類（任意の様式可）
- ③ 法人概要及び直近2か年の決算報告
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- ⑤ 法人の納税（入）証明書（未納の税額（料金）がないことの証明
（市税、県税、国税、社会保険料 等）
- ⑥ その他別途募集要項に定める書類

（2）提出方法

提出書類（印刷物1部及び電子データ）を以下のいずれかの方法で提出すること。

- ① 郵送
郵便書留により郵送
- ② 持参

土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

（3）申込先

別途当該施設等を所管する部署が定める申込先

（4）留意事項

申込みにあたり、必要な経費は全額応募者の負担とし、申込書類等の返却はしないものとする。また、日田市情報公開条例に基づき公開することがある。

4 選定方法

ガイドライン「9 ネーミングライツ・パートナーの選定方法」に定める方法によって選定を行ものとする。

(1) 選定基準

応募資格要件を満たしている全応募者を対象に、下記の評価基準を基本として採点した結果、総合点数が最も高い者を優先交渉権者とする。また、次点以下の交渉順位も決定し、評価基準の項目において、著しく低い評価点がある場合や、総合点数が6割以下の場合は、優先交渉権者を選定しない場合がある。

評価項目	評価基準	配点
愛称	親しみやすさ、覚えやすさ、施設（イベント）との整合性	30
ネーミングライツ料	契約金額について	30
地域社会への貢献	市内に営業所等があるか	10
	地域貢献等について	10
経営の安定性	経営の安定性	10
指定管理 ネーミングライツ・パートナー	当該施設の指定管理者又はネーミングライツ・パートナーであるか	10
合計点数		100

(2) 決定及び公表

日田市はネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者と協議を行い、合意に至り次第契約を締結する。決定した場合、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について、広報ひた、市ホームページ等を通じて公表を行う。

(3) 契約の解除

契約締結後、パートナーが応募資格を喪失した場合又は信用失墜行為によって当該施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合などには、契約満了を待たずに契約を解除する場合があるものとする。

この場合において、原状回復等に必要な費用は、パートナーの負担とし、市は当該年度分の契約金額の返還は行わないものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。